



島根県報

平成31年4月19日（金）

第3,101号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（ " ）	2
保安林の指定（2件）	（ " ）	4
保安林の指定の解除	（ " ）	5
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	5
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	（企 業 立 地 課）	6

【公 告】

基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	10
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	10
島根県生徒・学習支援システム賃貸借に係る提案競技の実施	（学 校 企 画 課）	10

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	14
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	14
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	16
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	16
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体	17

告 示

島根県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市湖陵町土地改良区の定款変更を平成31年4月12日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第283号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町東郷小浦地1-1、1-18（次の図に示す部分に限る。）、1-19から1-21まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第284号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第285号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市島根町加賀4054、4060－1、4654、4655

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市長沢町87－1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1249-6・イ1249-20・イ1249-21・イ1319-2・イ1319-45・イ1319-64・イ1319-65・イ1319-78・イ1319-79・イ1327-6・イ1327-7・イ1332-2・イ1332-6・イ1333-1からイ1333-5まで・イ1348-1からイ1348-4まで・イ1348-6からイ1348-10まで・イ1351-9・イ1351-20からイ1351-22まで・イ1353-1・イ1353-6・イ1354-1・イ1354-5・イ1355-1・イ1355-4（以上37筆について次の図に示す部分に限る。）、イ1319-63、イ1332-7、イ1348-5、イ1353-5、弥栄町三里口358-1から口358-3まで・口365-3・口366-5・口366-6・口426-1から口426-3まで・ハ178-2・ハ179-3・ハ180-5・ハ192-3・ハ192-6・ハ209-3・ハ211-2・ハ217-5・ハ219-3・ハ219-4・ハ221-3・ハ279-1・ハ279-2・ハ280（以上23筆について次の図に示す部分に限る。）、ハ180-2、ハ210-3、ハ218-3、ハ278-2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第289号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 加入区の名称

和江

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね大田支所のうち、久手出張所、五十猛出張所、仁摩出張所及び温泉津出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

浜田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

浜田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分

島根県告示第290号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定め、平成31年6月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成31年島根県告示第189号）は、廃止する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定

住の促進に寄与することを目的とする。

3 用語の定義

- (1) 認定企業 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業をいう。
- (2) 助成対象期間 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。
- (3) 増加固定資本額 規則第3条第1項第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあつては、当該投下固定資本を含む。）に係る経費の総額をいう。
- (4) 常用従業員 雇用期間の定めのない従業員（規則第3条第1項第2号又は第5号に掲げる場合にあつては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により継続雇用制度に含まれるものとされる制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものをいう。
- (5) 増加常用従業員 申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に立地に伴い増加させた常用従業員をいう。
- (6) 新規学卒就職者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他知事が認める機関を卒業等した者であつて、卒業等後1年以内にその期間で初めて常用従業員となったもの（県内に住所を有する者に限る。）
- (7) UIターン就職者 県外から県内に住所を移転した者であつて、その移転の日又は県外の事業所を離職した日のいずれか遅い日から6月以内にその期間で初めて常用従業員となったもの（(6)に該当する者を除く。）

4 交付の対象となる者

認定企業であつて、次に掲げる場合に依つて次に定める要件を備えたもの

- (1) 規則第3条第1項第1号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員の数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1項第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第1項第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であつて、かつ、増加常用従業員のうち契約社員以外のものの数が5人以上であること。
- (4) 規則第3条第1項第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第1項第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。
- (6) 規則第3条第1項第5号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であつて、かつ、増加常用従業員のうち契約社員以外のものの数が3人以上であること。
- (7) 規則第3条第1項第6号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。

5 助成金の交付の対象及び額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の財源の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次のア及びイに掲げる額の合計額又はア及びウに掲げる額の合計額（コールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）にあってはアに掲げる額、規則第3条第1項第3号又は第4号に該当する場合にあってはイ又はウに掲げる額、同項第6号に該当する場合にあってはウに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第1項第2号又は第5号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、7億円に同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ加算した額）

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）のうち新規学卒就職者及びUIターン就職者の合計数に100万円（規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が新規学卒就職者又はUIターン就職者である契約社員である場合は、50万円）を乗じて得た額（コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）に所在し、かつ、資本金の額が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業（別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。）の増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）のうち新規学卒就職者及びUIターン就職者の合計数に130万円（過疎地域に所在する中小企業で、規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が新規学卒就職者又はUIターン就職者である契約社員である場合は、65万円）を乗じて得た額（コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）

6 助成金の交付

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について、交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

7 財産処分の制限

助成金の交付を受けた認定企業は、助成額の算定の基礎となった土地、建物又は償却資産をその交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付決定日から7年を経過した場合は、この限りでない。

8 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付決定日から7年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。）。

別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過	15パーセント

去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。)して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合(以下「みなし新規立地」という。)	
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合(みなし新規立地の場合を除く。)(以下「県内増設」という。)	10パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合(以下「償却資産の増」という。)	10パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号から第6号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地又はみなし新規立地の場合	1 規則第2条第1号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント、4パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
	2 規則第2条第2号、第4号又は第5号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
2 県内増設又は償却資産の増の場合	1 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種	次に掲げる要件を全て満たす企業 (1) 過疎地域に所在する企業 (2) 県外新規立地又はみなし新規立地の計画認定を受けた企業 (3) (2)の認定を受けた日から10年以内に県内増設又は償却資産の増により申請書を提出する企業	5パーセント

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する(最高15パーセントを加算)。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下同じ。)が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成31年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 2 作業期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
県内全域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
鹿足郡吉賀町沢田165番の一部、166番の一部、167番1の一部、167番3の一部、156番の一部、165番地先から156番地先まで
面積 1,106.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿足郡吉賀町六日市750番地
吉賀町長 岩本 一巳

島根県生徒・学習支援システム賃貸借において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成31年4月19日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県生徒・学習支援システム賃貸借
 - (2) 仕様等
島根県生徒・学習支援システム賃貸借提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
 - (3) 構築期間及び保守期間
 - ア システムの開発期間（データ移行及び設定を含む。）
契約日から平成31年（2019年）11月30日まで
 - イ 賃貸借期間
平成31年（2019年）12月1日から平成36年（2024年）11月30日まで
 - ウ 保守期間
システムの保守期間は賃貸借期間中とする。
 - (4) 提案価格の上限額

55,116,290円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(9)までの全ての要件を満たし、島根県教育委員会教育長の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 本説明書に示したシステムの納入が可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用上のサポートや、障害発生及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成31年4月19日（金）11時から同年5月31日（金）17時まで

イ 配布方法

説明書等の閲覧（ダウンロード）を希望する者は、島根県Webサイト入札公告ページにパスワード付きファイルを掲載するので、そのページの提案競技説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで次の部局へ送付すること。

島根県教育庁学校企画課（電話 0852-22-6917 ファクシミリ 0852-22-5762）

(2) 提案競技説明会

開催しない

4 提案競技参加資格確認書類の提出について

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申込書 1部

イ 会社等概要書 1部

ウ 誓約書 1部

エ 役員等名簿 1部

- オ 島根県税の滞納がないことの証明書 1部
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 1部
- キ 委任状(必要な場合) 1部
- ク 納入実績書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による

イ 提出期限

平成31年(2019年)5月31日(金)17時までに提出すること。また、郵送による場合は、書留又は簡易書留とし、期限までに到着していること。

ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成31年(2019年)6月5日(水)までに通知する。

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。(ファクシミリによる提出又は印刷したものを持参して提出することとし、電子メール等の電子データによる提出は不可。)

(2) 提出先は、11の提案競技に関する問合せ先に同じ

(3) 提出期限は、平成31年(2019年)5月17日(金)17時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成31年(2019年)5月24日(金)までに提案競技説明書受領者全員に対し通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類

ア 提案競技に係る提案書提出届 1部

イ 提案書(添付書類を含む) 10部

ウ 見積書(提案価格) 1部

エ システム機能要件回答書 10部

(2) 提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙はA4判とし(図表についてはA3判も可)、ページを付するものとする。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による

イ 提出期限

平成31年(2019年)6月7日(金)17時までに提出すること。また、郵送による場合は、書留又は簡易書留とし、期限までに到着していること。

ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ

7 選定方法について

(1) 別に設置する「島根県生徒・学習支援システムの調達に係る提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

- (2) 審査要綱については、別途定める。
- (3) 評価については、提案書の内容及びコストの抑制（見積額）の点を考慮する。
- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 評価点の最も高い者を契約の予定者とする。総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を契約の予定者とする。
- (6) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。
- (7) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (9) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払等

前金払い又は部分払いによる支払は行わない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手續に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 補正を求められた場合を除き、提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (6) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階
島根県教育庁学校企画課 情報・運営グループ 藪田・錦織

電話 0852-22-6917 ファクシミリ 0852-22-5762

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : construction / operation / management / maintenance / support of hardware and software for the School affairs support system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : From 5 : 00 p.m. June 7, 2019
- (3) Contact point for the notice : School Planning Division, Shimane prefectural board of education 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502, Japan
TEL : 0852-22-6917

選 管 告 示**島根県選挙管理委員会告示第56号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島根県佐藤まさひさを支える会	久保田 一朗	持田 佳郎	出雲市平田町7122	平成31年3月1日
島根創生を進める会	梶谷 均	梶谷 均	松江市宍道町西来待621	平成31年3月19日

島根県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党島根県浜田支部	小川 稔宏	代表者の氏名	小川 稔宏	江角 敏和	平成31年2月24日
		会計責任者の氏名	奥迫 敏	植田 好雄	
自由民主党旭支部	上野 茂	主たる事務所の所在地	浜田市旭町丸原116-1	浜田市旭町丸原194-2	平成31年2月17日
		代表者の氏名	上野 茂	岡本 勝敏	
		会計責任者の氏名	岡村 宏	白木 賢司	

自由民主党金城町支部	原田 義則	氏名 会計責任者の氏名	田村 浩三	三浦 兼浩	平成31年 2月26日
自由民主党島根県松江市第五支部	比良 幸男	氏名 会計責任者の氏名	上野 誠喜	門脇 正彦	平成31年 1月 1日
自由民主党島根県郵政政治連盟支部	四方田 伸也	主たる事務所の所在地	出雲市大津町560	江津市都治町1550	平成31年 1月 1日
		代表者の氏名	四方田 伸也	大原 康敬	
自由民主党21世紀島根をつくる会	常陸 了	氏名 会計責任者の氏名	山岡 千景	河野 一江	平成31年 2月 4日
自由民主党伯太支部	藤原 敏孝	代表者の氏名	藤原 敏孝	安野 由晃	平成31年 1月10日
自由民主党弥栄支部	串崎 利行	氏名 会計責任者の氏名	石橋 正夫	島本 謙利	平成31年 2月 3日
自由民主党安来支部	田中 明美	主たる事務所の所在地	安来市安来町868-1	安来市赤江町1793-1	平成31年 3月12日
日本共産党島根県委員会	後藤 勝彦	氏名 会計責任者の氏名	後藤 勝彦	村上 万里	平成30年 7月30日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
安部たかし後援会	安部 丘	氏名 会計責任者の氏名	安部 絢香	田部 幾雄	平成31年 3月21日
五百川すみひさ後援会	糸川 一義	主たる事務所の所在地	松江市宍道町佐々布207-20	松江市宍道町宍道959	平成31年 3月 4日
		主たる事務所の所在地	松江市宍道町宍道959	松江市宍道町佐々布207-20	平成31年 4月 9日
岩本一巳後援会	田中 一成	主たる事務所の所在地	鹿足郡吉賀町立河内922	鹿足郡吉賀町六日市965-1	平成31年 2月27日
大国ふみてると出雲を耕す会	米山 広志	名称	大国ふみてると出雲を耕す会	大国史英と出雲を耕す会	平成31年 1月11日
		代表者の氏名	米山 広志	井口 隆史	
くらしと環境、平和をまもる民主県政をつくる島根県民の会	吉井 安見	代表者の氏名	吉井 安見	法橋 承德	平成31年 3月 1日
河野利文後援会	須山 成顕	主たる事務所の所在地	益田市大谷町536-10	益田市大谷町496-3	平成30年12月25日
		代表者の氏名	須山 成顕	杉原 幸江	

幸福実現党島根県本部	田中 一隆	会計責任者の氏名	井上 愛	千北 智子	平成31年 3 月 1 日
幸福実現党松江後援会	小滝 紳	会計責任者の氏名	井上 愛	千北 智子	平成31年 3 月 1 日
島根県社会保険労務士政治連盟	田平 篤	代表者の氏名	田平 篤	佐藤 良一	平成29年 5 月 30 日
島根県獣医師連盟	安食 政幸	名称	島根県獣医師連盟	島根県獣医師政治連盟	平成30年 3 月 17 日
		主たる事務所の所在地	松江市殿町19- 1	松江市殿町105	
島根県理学療法士連盟	内田 賢	主たる事務所の所在地	江津市桜江町今田415	雲南市掛谷町波多1168- 2	平成31年 3 月 19 日
		代表者の氏名	内田 賢	岩田 章史	平成30年 6 月 23 日
税理士による細田博之後援会	矢尾井 敏廣	主たる事務所の所在地	松江市南田町144- 3	松江市学園二丁目18- 27	平成30年 5 月 1 日
坪内涼二後援会	今井 久師	代表者の氏名	今井 久師	坪内 涼二	平成31年 3 月 15 日
T K C細田博之政経研究会	矢尾井 敏廣	主たる事務所の所在地	松江市南田町144- 3	松江市学園二丁目18- 27	平成30年 5 月 1 日
日本薬業政治連盟島根県支部	松嶋 享助	代表者の氏名	松嶋 享助	米沢 潤一	平成31年 1 月 22 日
		会計責任者の氏名	松嶋 享助	米沢 潤一	
ひら幸男後援会	比良 幸男	会計責任者の氏名	上野 誠喜	門脇 正彦	平成31年 1 月 1 日
福原宗男後援会	渡邊 稔	会計責任者の氏名	中島 花絵	福原 克志	平成31年 3 月 3 日
藤原常義後援会	石橋 富二雄	会計責任者の氏名	安達 恵	田邊 光男	平成31年 2 月 8 日
松江市議会真政クラブ	南波 巖	代表者の氏名	南波 巖	石倉 徳章	平成30年 4 月 1 日

島根県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年 4 月 19 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
有光孝次後援会	有光 孝次	平成30年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の 氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
島田 二郎	安来政策研究会	公職の種類	島根県知事	安来市長	平成31年 2 月 1 日

島根県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
有光 孝次	有光孝次後援会	平成30年12月31日